

◇ 嫡出否認の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子どもは、婚姻中の夫婦間にできた子(嫡出子)と推定されるため、仮に他の男性との間に生まれた子どもであっても出生届を提出すると夫との間の子どもとして戸籍に入籍することになります。

この夫との間の子どもであるとの推定を否定するためには、家庭裁判所に対して、夫からその子どもが自分の子どもであることの否認を求める嫡出否認の調停を申し立てる必要があります。この申立ては、民法により、夫が子の出生を知ったときから1年以内に行なわなければならないと定められています(なお、出生を知ってから1年経過後など、嫡出否認の申立ての要件を満たさないとされるような場合でも、親子関係不存在確認の申立てによることのできるケースもあります。)

この調停において、当事者双方の間で、子どもが夫の子どもではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。

※ 婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から、推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができることとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場にお問い合わせください。

2 申立てできる方

夫

夫の成年後見人、成年後見監督人

その子どものために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族(夫が子どもの出生前又は否認の訴えを提起できる期間内に死亡したとき)

3 申立先

相手方(子ども又は親権を行う母)の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5に記載の書類
- 子の戸籍謄本(全部事項証明書)
 - ※ 出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)
- 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)
- 収入印紙 対象の身分関係×1,200円分
- 郵便切手 140円×1枚、84円×8枚、10円×2枚(832円分)

◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピーも提出してください。
		相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。 申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所を記載することができます。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。 相手方から申請があれば、原則として相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください(申立書の記載と別の住所にすることも可能です)。 相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
4	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。 特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。 提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <u>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</u> また、 <u>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</u>
2	調停のしおり(特殊調停)	調停の進行についての説明書です。

7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)

